

【運転・定検状況（区分）】

平成 17 年 9 月 5 日

定期検査中の 1 号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 1 号機は定期検査中ですが、9 月 3 日午後 2 時 45 分頃、原子炉建屋 1 階において、作業員が同建屋に出入りするための二重扉^{*1}（北東側）を操作していたところ、2 つの扉が一時的に両方開く事象が発生いたしました。ただちに当該作業員が扉の閉操作を実施し、この状況は解消されました。1 号機は定期検査中であり、かつ燃料の移動を伴わない状況で起こったものであるため、保安規定に定める「運転上の制限」^{*2}の逸脱にはあたりません。

また、二重扉は一時的に両方開いていたものの、ただちに閉めたため原子炉建屋の負圧を検出している警報の発生はありませんでした。

1 号機は、これまで発生している同様な事象^{*3}の対策として、二重扉（全 4 力所）に新しいインターロック回路を設置することとしており、それまでの間は、監視員を配置するなどの暫定運用を実施することとしておりました。

今回の事象が発生した際、当該扉を除く 3 力所のうち 2 力所は対策工事を終了しており、1 力所は対策工事を実施中（9 月 4 日までに終了）でした。当該扉については対策工事の実施前であったことから、監視員を配置しておりましたが、今回の事象を踏まえ、対策工事を実施するまでの間、使用禁止といたしました。

これまで 1、2 号機で発生していた二重扉の不具合については、今回事象が発生した当該扉の対策工事を終了することにより全ての対策工事が完了するため、今後、同様な要因により事象が再発することはありません。

以上

* 1 : 二重扉

原子炉建屋は事故時に放射性物質を閉じ込める機能を有しており、このため同建屋内を常時負圧に維持する設計としています。出入口は原子炉建屋の負圧を維持するために二重に扉を設置しており、同時に 2 つの扉が開かない設計となっています。

* 2 : 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。

原子炉建屋の二重扉については、少なくとも1つが閉鎖状態にあることが要求されており、運転上の制限を満足しない場合には、原子炉建屋の負圧を保つための措置を講じることが要求されています。

* 3 : 同様な事象

- ・ 8月2日、運転中の2号機原子炉建屋1階において、2つの扉が一時的に両方開く事象が発生した。ただちに当該作業員が扉の閉操作を実施し、この状況は解消。当該事象の連絡を受けた当直長は、保安規定に定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言するとともに、即時に状況が解消されていることから、「運転上の制限」の逸脱から復帰していることをあわせて確認した。なお、2号機は全ての二重扉（全4カ所）について8月24日までに対策工事を完了している。
- ・ 定期検査中の1号機では、8月9日に原子炉建屋地下2階北西側出入り用二重扉において、8月24日および25日には同建屋地下2階南西側出入り用二重扉において同様の事象が発生。今回と同様に原子炉建屋の負圧を検出している警報の発生はなかった。なお、1号機は定期検査中であり、かつ燃料の移動を伴わない状況で起こったものであるため、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱にはあたらない。
- ・ 3号機から7号機については、同様の事象が発生しないインターロック回路となっている。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

(不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/kijyun.pdf>)